

地方部会における研究会等への助成要項

1. 制度の趣旨

日本地域福祉学会（以下、「本学会」とする。）では、すでに地方部会単位での地方部会活動助成を実施しているところであるが、地方部会での学会活動をよりいっそう活性化することを目的として、地方部会の日本地域福祉学会会員（以下、「本学会員」とする。）が主催する研究会や学習会、地域福祉実践を対象とした調査研究などの活動に対して助成する制度（以下、「地方部会における研究会等への助成事業」とする。）を創設する。

2. 地方部会における研究会等への助成事業の対象

各地方部会において当該年度内に実施される、以下の事業

- (1) 本学会員の主催により、地方部会の範囲内において、研究者や実践者により構成されている地域福祉に関する研究会や学習会に関する活動
- (2) 本学会員の主催により、地方部会の範囲内において、地域福祉に関する実践を対象とした調査研究
- (3) その他、地方部会における研究会等の活動を通じて、本学会の活性化に寄与すると考えられる活動

3. 地方部会における研究会等への助成事業の助成額

各地方部会に対し、50,000 円を上限とした必要な経費を助成する。

4. 地方部会における研究会等への助成事業の申請および報告

申請は、各地方部会担当理事を窓口に行うものとし、当該地方担当理事より本学会会長宛に申請を行うものとする。

- (1) 申請にあたっては、地方部会担当理事が、申請書（様式1）、事業企画書（様式2）を提出する。
- (2) 助成を受けた研究会活動等を実施後、年度内に研究会活動等報告書（様式3）を提出する。
- (3) 申請は、限度額の範囲内で複数回の申請が可能である。
- (4) 申請は、当該年度の2月末日までに提出されたものを受け付け、申請に不備のない場合には1か月以内に執行される。

5. 付則

1. この要項は、2023年6月10日より施行する。